

岐南町立西小学校 いじめ防止基本方針

羽島郡岐南町立西小学校

1. はじめに

ここに定める「西小学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行)の第13条及び「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」(平成26年3月策定、令和6年4月1日改訂)を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針を示すものです。

2. いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法第2条】

(2) 基本認識

本校では、教育活動全体を通じて、次の認識に基づき、いじめの防止等に当たります。

- いじめは、人間として絶対に許されない行為である。
- いじめは、どの学級でも、どの児童にも起こり得る問題である。
- いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい問題である。
- いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない。

とりわけ、「いじめはしない」「いじめは許さない」という集団に育てることが大切であり、日常的に、一人一人がかけがえのない存在であるという認識、他人を思いやること、相手の立場に立って考えることができるような人間関係づくりに努めます。

(3) いじめの解消

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないとみとめること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じて、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 学校としての構え

学校は、校長の指示のもと、危機感をもっていじめの未然防止、早期発見・早期対応に努め、子どもたちを守ります。

- 人間として「いじめは絶対に許されない」という意識を、本校の教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- 「hyper-QUアンケート」、にこにこアンケート（記名式）、いじめアンケート（記名式、記名・無記名選択式）の実施により児童理解を充実させ、把握した児童の仲間に対する思いや悩みを生かした個への支援、個のよさが生きる集団活動を工夫する。
- いじめの情報が入ったら、その対応を最優先し、複数の教職員によってすぐに指導に入る。
- 事実をもとに、その日のうちに問題の様相を把握し、いじめ行為を止め、謝罪・和解等の解決へ向けた動きを作る。
- 指導の経緯を、その日のうちに保護者に連絡して、内容を共有する。また、その日のうちに、「明日からどうするのか」を明らかにしておく。
- いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、直接かかわった児童のみでなく、学級・学年・全校に対して必要な指導を適宜行い、保護者や地域、関係機関と連携を図りながら見届ける。

(5) 教職員と児童の約束

教職員は、児童に対し、いじめをなくすための先生としての約束を、以下のように宣言し、実行します。

先生たちからみなさんへ「約束」

1. 先生たちは、いつもどの子ども、心から応援しています。
2. 先生たちは、仲間につらい思いをさせている人がいたら、厳しく指導します。
3. 困ったり苦しんだりしているときは、一番(いちばん)相談しやすい先生に相談してください。
4. いじめられている仲間がいたら、一番相談しやすい先生に教えてください。
5. 先生たちは、相談されたり教えてもらったりしたことを解決するために、すぐに動きます。

(6) 保護者の責務

保護者の協力抜きに、いじめ問題を解決することはたいへん困難です。学校と保護者が連携していじめをなくすための取組を行うための、保護者としての責務を以下のように示します。

1. 保護者は、保護する児童がいじめを受けた場合には、躊躇せず適切にいじめから保護します。
2. 保護者は、保護する児童がいじめを行うことがないよう、思いやりや規範意識等の指導に努めます。
3. 保護者は、日頃から学校と協力し、学校が取り組むいじめを解消するための指導に協力するよう努めます。

3. いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学年・学校づくり

- ・児童理解に徹し、教師と児童の良好な人間関係を築きます。
- ・いじめや差別、偏見を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動でもいじめ問題を適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むように指導します。
- ・主題研究の特別活動（学級活動）を核として、「居場所づくり」と「絆づくり」を意図的に行い、仲間との相互信頼関係を基盤とした活力ある集団づくりに努めます。
- ・児童一人一人が、「できた・わかった」という達成感を味わうことができる授業づくりに努めます。
- ・協働的な活動を位置付け、話すこと、聞くことの指導を繰り返し行い、異なる意見や多様な考え方を認め合う大切さを教えます。
- ・児童の実態に応じた課題を設定し、活動に対する創意・工夫を行い、仲間とともに解決していく過程を大切にします。
- ・一人一人のわずかな変容や集団の伸び等に気付き、価値付けるように指導します。

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・学校の内外で、人との関わり合いの場の設定やボランティア活動の奨励を意図的に行い、喜びややりがいを味わわせ、社会性を育みます。
- ・教育活動の全領域を通じて、仲間の幸せを願う心、命を大切にする心、自律の心、規範意識、正しい判断力等が育つように、「特別の教科道徳」を核とした道徳教育を充実させます。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって、かかわり合えるようになるための「認識力」「判断力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進めます。
- ・発達障がいのある児童についての理解を深め、当該児童と保護者のニーズを踏まえた個別的教育支援計画の作成・活用や関係諸機関、専門家との連携に努めます。
- ・海外から帰国した児童や外国籍児童など、外国とのかかわりが深い児童が、学校生活において困難を抱えることのないよう見守り、必要な支援を行います。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認についての正しい理解と適切な対応に努めます。
- ・東日本大震災及び原子力発電所事故により避難している家庭の児童の心のケアを適切に行うと共に、風評被害等の未然防止・早期発見に努めます。

(3) 発達支持的生徒指導の充実による自己指導能力の育成

- ・教育活動全体を通じて、次の4点に留意した指導に努めます。
 - ① 児童の自己存在感・自己肯定感を育成する。
 - ② 児童に対して共感的理解をもって接する。
 - ③ 自己判断・自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。
 - ④ SEL・コグトレを通して、社会性と認知力を育成する。

(4) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラル教育の充実を図り、他者への誹謗中傷や個人情報の流出等のインターネット上のトラブルやSNSの使い方についての指導を行います。
- ・教職員と保護者が共通理解を図る場を設け、スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱に関する約束づくりを連携して進めます。

4. いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施による情報収集、校内連携体制の充実

- ・全教職員で全児童を見るという意識を共有し、実践します。
- ・年3回の「にこにこアンケート」（記名式）、年4回の「いじめアンケート」（記名式1回、記名・無記名選択式3回）、年2回の「hyper-QUアンケート」を実施し、児童の心の状態を把握すると共に、いじめの早期発見、早期対応に生かします
- ・年間3回の県いじめ調査を通して、「いじめ未然防止・対策委員会」で現状を確認し、改善策を検討、実施します。

(2) 教育相談の充実

- ・日頃から児童との対話を大切にして信頼関係を築き、予防的な教育相談に努めます。
- ・アンケート内容を基にした全児童との教育相談の時間を確保し、児童に寄り添った受容的、共感的な姿勢で教育相談を行います。
- ・いじめが疑われる事案について、安易な判断や勝手な思い込みをせず、複数の教職員でその様態を把握し、組織的な対応につなげます。
- ・担任以外の教職員、スクールカウンセラー、ほほえみ相談員等、一番相談しやすい人に相談できる環境づくりに努めます。

(3) 教職員の研修の充実

- ・学校いじめ基本方針の理解、組織的対応の仕方、事実確認の手順、いじめ事例研修、等、いじめ防止に関する職員研修を計画的に実施します。
- ・毎週水曜日の職員打ち合わせ会で、生徒指導交流を位置づけ、いじめをはじめとする校内の諸問題について、全教職員が情報を共有します。

(4) 保護者・地域との連携

- ・PTA総会等で、保護者に向けて、いじめ防止基本方針について説明します。
- ・日頃より、保護者に積極的に児童の良さを伝えたり、相談にのったりすることで、家庭と学校が協力して児童の問題に取り組むための良好な関係を築きます。
- ・いじめ問題の事実が確認されたときには、いじめをした側、いじめを受けた側の双方の保護者へ、その日のうちに報告を行います。
- ・いじめをした児童には、いじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその家族の思いを受け止め、自らの行為を素直に反省し、二度と繰り返さないよう約束できるように指導します。
- ・学校運営協議会を通して、地域住民からの積極的な情報提供をお願いします。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめ問題を学校内だけで抱え込まず、ケースに応じて羽島郡二町教育委員会や警察、中央子ども相談センター、主任児童委員等との連携を積極的にとります。
- ・インターネット上のトラブル（誹謗中傷や個人情報の流出等）については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにし、ケースに応じて警察などの関係機関と連携し解決を図ります。

5. いじめ未然防止・対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。 【法第22条】

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、学校職員と外部の委員で構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置します。
- ・校内における「いじめ未然防止・対策委員会」を毎月末に行い、当月のいじめ事案への対応を確認し、今後の対応を検討します。
- ・「いじめ未然防止・対策委員会」の構成メンバーは以下の通りです。

校内：校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、学年主任、保健主事、養護教諭
 校外：保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、主任児童委員、人権擁護委員、弁護士、医師等

6. いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

月	取組内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会で「方針」の共通理解と対応方法の研修 ・いじめ対応職員研修の実施 ・いじめについて考える日（短学活）・・・毎月1回計画 ・「第1回いじめ0アンケート（無記名・記名選択式）」の実施
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日（短学活） ・いじめ未然防止・対策委員会の実施 ・個人懇談 ・PTA総会等で「方針」の説明 ・「第1回にこにこアンケート」と教育相談の実施 ・学校だより、ホームページ等による「方針」の表明
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日（短学活） ・「第2回いじめ0アンケート（無記名・記名選択式）」の実施 ・学校運営協議会で「方針」の説明（兼いじめ未然防止・対策委員会） ・県総合教育センター研「事例を通して学ぶいじめ事案対応研修」の還元 ・「hyper-QUアンケート」の実施
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日（短学活） ・第1回教職員取組評価アンケートの実施と見直し ・三者懇談 ・第1回県いじめ調査 ・「いじめ防止これだけは」を活用したいじめの研修
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・エンカウンターによる集団づくりの研修 ・「hyper-QUアンケート」の分析とアンケートの活用の仕方の研修 ・「第2回にこにこアンケート」と教育相談の実施

9月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日（短学活、8月分も含む） ・8月からの授業開始後の変化の見届けと教育相談の実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日（短学活） ・いじめ未然防止・対策委員会の実施 ・SOSの出し方教室（スクールカウンセラー）の実施
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日（短学活） ・「第3回いじめ0アンケート（記名式）」の実施 ・「hyper-QUアンケート」の実施
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日（短学活） ・ひびきあいの日の実施 ・三者懇談 ・第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日（短学活） ・第2回教職員取組評価アンケートの実施と見直し ・「第3回にこにこアンケート」と教育相談の実施
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日（短学活） ・学校評議員会で今年度のいじめ対応についての説明 ・「第4回いじめ0アンケート（無記名・記名選択式）」の実施
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日（短学活） ・いじめ未然防止・対策委員会の実施 ・学校便りによる次年度の取組の説明 ・第3回県いじめ調査

7. いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、校長の指示のもと、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくります。
- ・ケースごとに、中心的に対応を行う「いじめアクト」チームを起動し、具体的な取り組みを行います。（例 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、該当学年主任、担任）

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を察知したら、速やかに管理職に報告し、校長の指示のもとその日のうちに「いじめアクト」を起動し、組織的にかつ丁寧に事実の確認を行います。
- ・いじめの事実が確認できたり、疑いがあったりする場合は、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら指導に当たります。
- ・いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、これまで行われていたいじめ行為をストップさせ、安心・安全を確保します。
- ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」を開き、情報を共有し、いじめ案件として指

- 導するかどうかとその対応方針について協議を行うと共に、会議の記録を残します。
- ・保護者との連携のもと、謝罪を含めた指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚し、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省し二度と繰り返さないと決意できる指導に努めます。
 - ・いじめを受けた児童に対しては、最低3カ月は、毎日声をかける、保護者と連絡を取り合うなど、児童の見守りと心のケアに留意します。
 - ・同様に、いじめた児童に対しても、本人への確認や保護者と連絡を続け、二次被害や再発の防止に向けた中・長期的な取組を行い、両者の関係修復に努めます。
 - ・直接的な関わりがあった児童のみでなく、学級や学年など、いじめが起きた集団全体に対する指導を行います。

【対応の手順】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職への報告と対応方針の決定、いじめ「アクト」の起動
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数職員で組織的に対応し、事実関係とその背景を聞き取る）
- ④ 保護者への説明と協力依頼（今後の関係がよくなるように保護者同士も連絡を取り合うように指導する）
- ⑤ いじめた児童への指導（事実を踏まえて指導し自覚を促す）
- ⑥ いじめを受けた児童の心のケア（必要に応じて外部専門家の力も借りながら、寄り添う対応により、安心感をもたせる）
- ⑦ いじめた児童といじめを受けた児童双方を交えた事実の確認
- ⑧ 保護者も含めた謝罪の会の実施（教師立会いのもとで行う）
- ⑨ 関係機関への報告と連携（教育委員会、警察、子ども相談センター等）
- ⑩ 経過の見守りと継続的な支援（保護者、本人とのコミュニケーションの継続）

(2) 重大事態と判断されたときの対応

(例) 自殺に至った場合 身体に重大な傷害を負った場合 不登校となった場合
金品等に重大な被害を被った場合 精神性の疾患を発症した場合

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、重大事態と判断して下記の対応を行う。
- ・いじめの対象児童への対応を順に行い、対応に時間がかかる場合は、途中経過を報告するなど、被害者に配慮した対応を心がける。

【主な対応】

- ① 校外委員を含めた「いじめ未然防止・対策委員会」で報告、協議
- ② 羽島郡二町教育委員会へ速やかに報告
- ③ 当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導のもと、事実関係を明確にするための調査実施

- ④ 調査結果の教育委員会への報告と、いじめを受けた児童及びその保護者に対する事実関係及び必要な情報の適切な提供
- ⑤ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合、直ちに岐阜羽島警察署生活安全課及び岐南交番に通報、適切な援助の依頼

8. 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価します。

- ① いじめの未然防止の取組に関すること
- ② いじめの早期発見の取組に関すること
- ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること

9. 個人情報などの取扱い

○個人調査（アンケート等）について

保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を5年とします。

○指導記録について

事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残します。

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編制や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底します。